

瀬戸内市告示第24号

瀬戸内市遊び場整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自らが所有する市内の空き店舗、遊休地等に、未就学児及び小学生を安全に遊ばせることができる環境を整備する者に対し、予算の範囲内において、瀬戸内市遊び場整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、瀬戸内市補助金等交付規則（平成16年瀬戸内市規則第44号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 遊び場 未就学児及び小学生に利用させることを目的とする施設で、次に掲げる全てを満たすものをいう。

ア 常設かつ広く市民が利用できる施設であること。この場合において、施設の利用が有料か無料かは問わない。

イ 面積が原則として100平方メートル以上あること。

ウ 未就学児及び小学生の安全に配慮した遊具・玩具その他必要な設備があること。

エ 屋外施設の場合、雨天時及び猛暑時の利用に考慮した施設であること。

(2) 整備 遊び場を新設することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

(1) 市内に土地又は建物を所有する法人又は団体であること。

(2) 自らが整備した遊び場の運営を少なくとも3年以上継続する意思があること。

(3) 市税を完納していること。

(4) 政治的活動及び宗教的活動を主たる目的とした団体でないこと。

(5) 暴力団（瀬戸内市暴力団排除条例（平成23年瀬戸内市条例第32号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。）の統制下にある団体ではないこと。

（補助事業等）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が実施する遊び場の整備とする。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する設計費、工事請負費及び備品購入費（未使用品に限る。）の合計額とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、1,000万円を上限とする。ただし、当該補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（募集）

第6条 補助事業の公募は、市長が応募期間を定め、市のホームページへの掲載その他の方法により周知して行うものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、遊び場整備事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、指定の期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 見積明細書

(4) 位置図及び遊具等の配置図

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金を交付することと決定したときは、遊び場整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

2 市長は、第1項の規定による審査及び調査の結果により、補助金を交付しないことと決定したときは、遊び場整備事業補助金交付却下通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の計画を変更（軽微な変更に係るものを除く。）しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく遊び場整備事業内容変更等承認申請書（様式第6号）に変更内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第10条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは、遊び場整備事業内容変更等承認通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(着手)

第11条 補助事業者は、補助事業に着手したときは、速やかに遊び場整備事業着手届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(完了兼実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに遊び場整備事業完了届兼実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第10号）

(2) 収支決算書（様式第11号）

- (3) 補助事業の竣工写真
- (4) 領収書等の事業費総額が確認できる書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じ実地調査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、遊び場整備事業補助金確定通知書(様式第12号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、速やかに遊び場整備事業補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示に違反する事実があったとき。
- (3) 正当な理由によることなく、運営開始から3年以内に整備した遊び場を閉鎖したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助事業者に対して補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。